

千葉大学での教育研究活動における COVID-19 対策

2022/10/1 現在

1 自宅での注意点

1.1 毎日健康観察を行い、風邪症状があれば自宅で療養すること。

1.1.1 発熱(37.5 度以上)に加えてのどの痛み、寒気、筋肉痛・関節痛、頭痛、咳や息切れなどの呼吸器症状、下痢などの消化器症状等のいわゆる風邪症状がある場合には、自宅(寮生の場合自室)で療養すること。また、新型コロナウイルス感染症体外診断用検査キット(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27779.html)を用いて自己検査を行うことを推奨する。陽性を呈した場合は、総合安全衛生管理機構にメールで報告すること。

→<https://hschome-gw.hsc.chiba-u.jp/coronavirus/covid19positive.html>

1.1.2 自宅内では家庭内感染予防対策を行うこと。

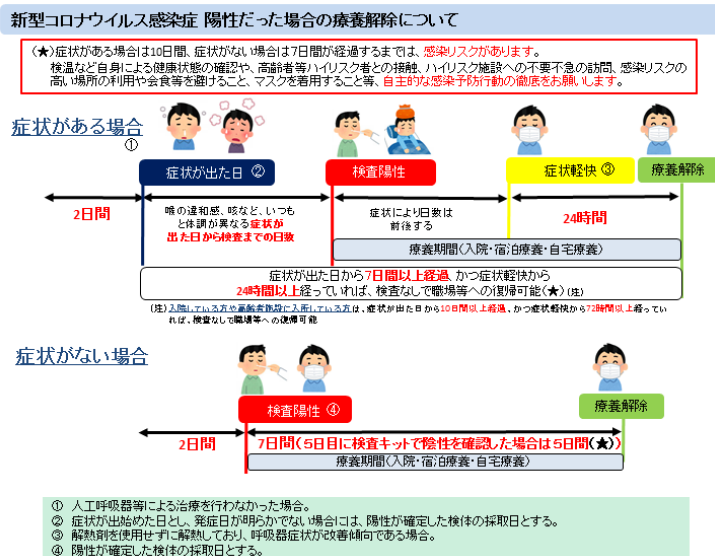
2 COVID-19 患者発生時の対応

2.1 COVID-19 と診断された/自己検査で陽性を呈した学生教職員は、速やかに総合安全

衛生管理機構に連絡し自治体が設けた健康フォローアップセンター(重症化リスクのあ

るものにおいては発生届に基づく MyHERSYS 登録)へ登録し、行政が定めた療養期間

を出席停止/病気休暇として自宅療養すること。



→<https://hschome-gw.hsc.chiba-u.jp/coronavirus/covid19positive.html>

2.2 患者が発生した場合、総合安全衛生管理機構は必要な情報収集と、部局対策本部と本部危機対策本部への情報提供を行い、感染拡大防止対策をとること。

3 保健所から濃厚接触者である旨、連絡があった場合。

3.1 その事実を速やかに総合安全衛生管理機構へ報告し、指示のあった期間自宅待機（出席停止/特別休暇）すること

3.2 COVID-19 診断のための検査（PCR 検査、抗原検査）を受けた場合、その結果を、速やかに総合安全衛生管理機構へ報告すること。

3.3 保健所から連絡がない患者接触者においては、1週間程度健康観察と感染予防対策を十分に行うこと。

3.4 患者と接触があり風邪症状が出現した場合、自己検査もしくは医療機関への受診を推奨する。

濃厚接触者の定義（2022年9月現在）

「濃厚接触者」とは、陽性者の発症日の2日前から、診断後に隔離開始されるまでの間（感染可能期間内）に陽性者と接触した者のうち、次の範囲に該当するもの

- ・ 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、マスクなどの必要な感染予防策なしで、「患者」と15分以上の接触があったもの（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）
- ・ 適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・ 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

4 行動上の注意

4.1 必要な回数の新型コロナウイルスワクチンの接種を推奨する。

4.1.1 医学的な事由がない場合、3回までの接種は重症化リスクをもたない成人の場合予防接種法上の努力義務があるため、接種について十分に検討すること。

4.2 出張・宿泊を伴う実習

4.2.1 原則として新型コロナウイルスワクチンが所定の回数接種済みであることを確認し、宿泊施設や滞在する自治体のルールに従うこと。

4.3 海外渡航

4.3.1 原則として新型コロナウイルスワクチンが所定の回数接種済みであることを確認し、日本および渡航国の検疫・保健当局の示す規則に従うこと。

4.3.2 新型コロナウイルスワクチン接種証明書を携行すること。

4.3.3 渡航地で風邪症状を呈した場合は、自己隔離し、自己検査や医療機関への受診を検討すること。

5 大学構内

5.1 2020年以降現在までに得られた知見に基づき、適切な感染症対策をとること。

5.1.1 過剰な対策を見直し、場面場面で適切な感染症対策を行うこと。

5.1.1.1 パーテーションやビニールカーテンは換気を阻害する可能性がある。

- 5.1.1.2 出入り口での検温は必ずしも必要ではない。
- 5.1.1.3 手指消毒剤は、放置するとアルコール濃度が下がる、きちんと擦り込みしないと効果が不十分、引火する場合がある、など負の側面もあり、設置場所・用途を吟味すること。
- 5.2 複数人が利用している室内・屋外であっても混雑した場所では原則としてマスクを正しく着用すること。
 - 5.2.1 会話がなない・身体的距離が十分に取れている・換気が十分行われているなどの場面では必ずしもマスクは必須ではない。
- 5.3 登校時、出勤時等、適切なタイミングで手洗いを励行すること。
- 5.4 屋内では十分な換気を行うこと。(参考内閣府 HP <https://youtu.be/utlNrLrfxmc>)
 - 5.4.1 原則として、屋内では 2 か所以上の窓や扉を開け、サーキュレーター等を活用して、適切な換気を常時行うこと。
 - 5.4.2 窓の常時開放が困難な場合には、30 分に 1 回窓を全開にして 10 分換気を行うこと。
 - 5.4.3 講義中の講義室などでは、適宜 CO2 モニターを利用し、CO2 濃度が 1000ppm 以下になるように換気をすること。
 - 5.4.4 24 時間換気システムを利用する場合、フィルターの点検清掃交換を定期的に行うこと。
- 6 講義室
 - 6.1 文部科学省から大学等に発出された通知等を参照し、適切な感染予防対策を行うこと。
大学・大学院・高専に関する情報:文部科学省 (mext.go.jp)
 - 6.1.1 体調不良者には帰宅する様に指導すること。
 - 6.1.2 室内では十分な換気を行うこと。(5.3 参照)
 - 6.1.3 講義室内では原則としてマスクを適切に着用すること。
 - 6.1.4 講義中の講義室などでは、適宜 CO2 モニターを利用し、CO2 濃度が 1000ppm 以下になるように換気をすること。
- 7 研究室・実験室
 - 7.1 文部科学省から大学等に発出された通知等を参照し、適切な感染予防対策を行うこと。(6.1 参照)。
 - 7.2 体調不良の学生は帰宅させ、自宅で療養するように指導すること。
 - 7.3 特に、実験室では、窓全開・ドラフトの稼働など実験に支障のない範囲で、換気に努めること。
 - 7.4 複数人が利用する研究室・実験室内では原則としてマスクを着用すること。
 - 7.5 研究室での飲食の際には、適切な飛沫感染予防対策を取ること。
 - 7.6 実験室内におけるアルコール消毒の際は火気に注意すること。
- 8 学生実習(教育、病院、介護など)
 - 8.1 各部署で感染症対策を立案すること。
 - 8.2 学生は指導教員の感染症対策に関する指示を遵守すること。
 - 8.3 実習に参加する学生教職員は、原則として新型コロナウイルスワクチンが所定の回数接種済みであること。
 - 8.4 ワクチンが接種できない事情がある学生・教職員にも配慮すること。
 - 8.5 実習受け入れ先の感染症対策を遵守し、実習等の実施にあたって対策を十分に協議すること。
 - 8.6 COVID-19 患者発生時には速やかに実習機関と連携して感染拡大予防に努めること。
- 9 野外実習・宿泊を伴う実習等(参考資料:宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン)

<https://www.ryokan.or.jp/top/news/detail/427>)

9.1 各部署で感染症対策を立案すること。

9.2 学生は指導教員の感染症対策に関する指示を遵守すること。

9.3 実習に参加する学生教職員は、原則として新型コロナウイルスワクチンが所定回数接種済みであること。

9.4 ワクチンが接種できない事情がある学生・教職員にも配慮すること。

10 事務室等の居室(参考資料職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト
<https://www.mhlw.go.jp/content/000657665.pdf>)

10.1 整理・整頓・掃除・清潔・しつけの5S活動を促進し、感染予防に適した環境形成に務めること。

10.2 事務室内では原則としてマスクを適切に着用すること。

10.3 事務室内の換気を十分に行い、適宜CO2モニターを利用し、CO2濃度が1000ppm以下になるように換気をする。

11 共有スペース(学習室・図書館・音楽棟・工房等)

11.1 各部署で感染予防対策を立てること

11.2 利用者は、各部署の示す感染症対策を遵守し利用すること。

11.3 その他、活動の内容に応じて必要な感染症対策を適宜講じること。

→ 文化庁 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html#info10

12 体育施設

12.1 利用者は学生支援課が示す感染症対策を遵守し利用すること。

12.2 競技・種目などにより、競技団体が示す感染予防対策に則り、練習や競技を行うこと。

→ スポーツ庁 スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

13 飲食関連

13.1 感染拡大防止が特に必要な地域・期間においては、換気が悪い場所(個人宅・下宿・寮の部屋・感染対策を行っていない店舗など)で複数人が集まり、マスクをせず懇談したり、食事をしたりは避けること。

13.2 構内事業者の感染予防対策は学生支援課が取りまとめること。

13.3 学生・教職員は、教育研究活動の継続が維持できるよう、流行状況に応じて会食の是非・会食時の感染予防対策について十分に検討すること。

14 課外活動

14.1 学生支援課は課外活動団体の感染症対策を取りまとめること。

14.2 団体構成員の罹患および行政の要請等に従い、活動の停止を求めることがある。

14.3 活動の内容に合わせ、競技団体・行政のガイドラインに従って活動すること。

14.4 対面活動の際には、参加者名簿(連絡先)健康観察記録を作成し、各団体で適切に管理すること。

15 イベント開催

- 15.1 大学の開催方針に従うこと。
- 16 消毒について
 - 16.1 消毒用アルコールは火気厳禁なので注意する、次亜塩素酸(ハイターなど)は吸入すると肺障害を起こすので、換気をするなど、使用上の注意を守ること。
- 17 メンタルヘルス不調の相談について
 - 17.1 学生が相談可能な窓口
 - 17.1.1 学生相談ホットライン(外部) <http://www.chiba-u.ac.jp/hotline/hotline.html>
 - 17.1.2 学生相談室(学生支援課) メールアドレス: gsoudan アットマーク office.chiba-u.jp
 - 17.1.3 メンタルヘルス相談室(総合安全衛生管理機構) kokoro-hsc アットマーク chiba-u.jp
 - 17.2 教職員が相談可能な窓口
 - 17.2.1 メンタルヘルス相談室(総合安全衛生管理機構) kokoro-hsc アットマーク chiba-u.jp
- 18 その他
 - 18.1 体調不良者への指導、感染症対策の具体的な内容については、総合安全衛生管理機構で相談可能。
→ 連絡先 E-mail info-hsc アットマーク office.chiba-u.jp
- 19 参考とする Web サイト
 - 19.1 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 <https://corona.go.jp/>
 - 19.2 文科省 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
 - 19.3 厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
 - 19.4 千葉大学 新型コロナウイルス感染症への本学の対応について <http://www.chiba-u.ac.jp/others/topics/2020covid-19/index.html>
 - 19.5 総合安全衛生管理機構 <http://hschome-gw.hsc.chiba-u.jp/>

